

(54) 不動産取得税は、()により不動産を取得したときには課されない。

1) 売買

2) 贈与

3) 相続 → ほしくもらった(買った)わけではないから。

(55) 投資総額8,000万円の賃貸用不動産の年間収入の合計額が900万円、年間費用の合計額が500万円であった場合、この投資の純利回り(NOI利回り)は、()である。

1) 5.00%

2) 11.25%

3) 12.00%

収入 - 費用
 $900 - 500 = 400$ (利益)
 $\frac{400 \text{ 万円}}{8000 \text{ 万円}} = 0.05$ (5%)

(56) 相続時精算課税の適用を受けた場合、特定贈与者ごとに特別控除額として累計(①)までの贈与には贈与税が課されず、それを超えた贈与額に対しては一律(②)の税率を乗じて贈与税額が算出される。

1) ① 1,000万円 ② 10%

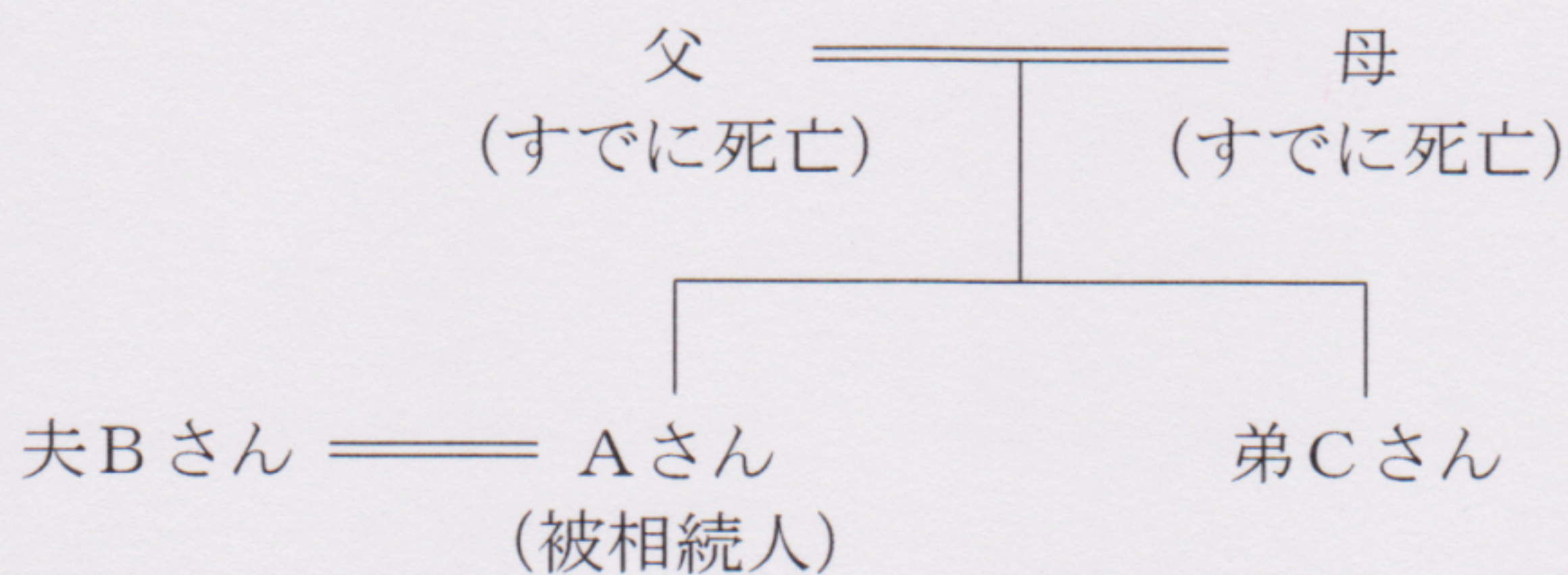
2) ① 2,500万円 ② 10%

3) ① 2,500万円 ② 20%

覚えろ!!

(57) 下記の〈親族関係図〉において、Aさんの相続における弟Cさんの法定相続分は、()である。

〈親族関係図〉



1) 4分の1

2) 3分の1

3) 2分の1

配偶者 = 絶対

↓ +

1/2 ... 1位 子 → いなり
2/3 ... 2位 親 → いなり
3/4 ... 3位 兄弟 → O

順位がわかる。

